

## 常呂川水系河川整備基本方針（案）の骨子

### 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

#### （1）流域及び河川の概要

##### （概要）

- ・水源から河口までの概要
- ・幹川流路延長(120km)、流域面積(1,930km<sup>2</sup>)、流域の土地利用
- ・北海道オホーツク圏における社会・経済・文化の基盤
- ・タマネギや甜菜の全国有数の産地
- ・流域の地質は新第三系が分布する西部地域、白亜系や新白亜系が分布する中部地域、新第三系の非火山性堆積岩類が分布する東端部地域に分けられる。
- ・流域の平均年間降水量は800mmと全国で最も降水量が少ない地域

##### （流域の自然環境）

- ・源流部（三国山から置戸市街部）には、エゾマツ、トドマツ等の針葉樹林帯が広く分布フクドジョウ、エゾイワナが生息
- ・上流部（置戸市街から無加川合流点）は、ミズナラ、ハルニレが比較的多く見られ、高水敷にはヤナギ群落、クサヨシ、ヨシ群落があり、シベリアヤツメ、ヤチウグイが生息し、サケの産卵床が数多く確認
- ・無加川合流点付近の中島公園のハルニレ大径木林が地域のシンボル
- ・中流部（無加川合流点から仁頃川合流点付近）は、広い畠地帯に調和した河川景観を形成しており、北見市街に接するところでは公園やグラウンドとして利用。シベリアヤツメやエゾウグイ等の生息、サケの産卵床が点在。オジロワシの営巣地やオオワシの越冬

地が見られる。

- ・下流部(仁頃川合流点付近から河口)には、蛇行河川の様相を呈しており、河岸にはオオイタドリ、クサヨシ等の草本や、エゾノキヌヤナギ等の木本が繁茂している。
- ・感潮域には、シラウオ等汽水域に生息する魚類の生息地。河口にはエゾノコウボウムやハマエンドウが見られる。人工池、河跡湖等の止水域も多く分布しており、オジロワシやオオワシ等の採餌環境や渡り鳥の中継地や水鳥の集団分布地になっている。

(災害の歴史と治水事業の沿革)

- ・大正 10 年から北海道第 1 期拓殖計画の一環として、大正 8 年 9 月洪水にかんがみ、河口における計画高水流量を、5 万立法尺(約  $1,400\text{m}^3/\text{s}$ )として計画、その後、大正 11 年 8 月洪水をうけて、計画を再検討し河口における計画高水流量を 7 万 5 千立法尺(約  $2,100\text{m}^3/\text{s}$ )、北見地点における計画高水流量を 4 万立法尺(約  $1,100\text{m}^3/\text{s}$ ) に改訂して、置戸町境野から河口までの区間において、築堤、河道掘削等を実施
- ・その後、常呂川総体計画の立案にあたり、昭和 32 年に計画を見直し、北見における計画高水流量を約  $1,100\text{m}^3/\text{s}$  から  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  に変更
- ・昭和 42 年に 1 級河川に指定され、昭和 43 年に北見基準点における基本高水のピーク流量を  $1,900\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量を  $1,600\text{m}^3/\text{s}$  とし、 $300\text{m}^3/\text{s}$  を洪水調節施設により調節する工事実施基本計画を策定
- ・また、計画に基づき、昭和 50 年に鹿ノ子ダムの建設に着手し、昭和 58 年に完成
- ・常呂川水系最大の支川無加川は、昭和 28 年度以降、築堤、河道掘削等を実施

(河川水の利用)

- ・開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在は約 6,600ha に及

ぶ農地のかんがいに利用、その他、工業用水や水道用水等

(水質)

- ・BOD75%値が概ね環境基準値程度で推移しているが、大腸菌群数は環境基準値を超えている
- ・そのため、公共下水道事業および農業集落排水処理事業の整備促進、家畜排泄物対策の推進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、自然環境の創出、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減の取り組みを実施

(河川の利用)

- ・置戸や訓子府及び北見市街地で桜づつみ等が整備されており、周辺住民の憩いの場として親しまれている
- ・北見市街地の高水敷には、ハーブ公園、パークゴルフ場やスポーツ広場が整備され、様々なイベントが開催されており、多くの市民に利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫とした計画
- ・健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となった取り組みを推進
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切な維持管理

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・河川環境の保全等十分配慮しながら、堤防の整備、河道掘削等を行い、計画規模の洪水を安全に流下
- ・河道掘削にあたっては、河道の平面形及び河岸等の樹木が流水に与える影響を把握、考慮しながら実施

- ・関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・河川管理施設の機能の確保及び施設管理の高度化、効率化
- ・計画規模を上回る洪水等に対する被害軽減
- ・情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、必要な流量を維持する
- ・情報提供、情報伝達体制の整備とともに、水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・人々の関わりを考慮しつつ、良好な河川景観の保全と多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、河川環境の保全
- ・河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・カラフトアカネズミや、クマゲラ、エゾカミキリ等の生息、現状樹木の生育等、良好な河川環境の整備と保全
- ・サケ、サクラマス、カラフトマス等の魚類が遡上していることから、これら魚類の生息できる縦断的に連続する河川環境の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・広大な畠地帯を流れる中・下流域の河川景観、貴重かつ豊かな自然環境に囲まれた水辺景観等の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・交流の場、自然とのふれあいの場、環境学習の場等として、だれもが安心して親しめる河川空間となるよう、関係機関や地域住民と一緒にって取り組む

(水質)

- ・水環境を改善するために、関連事業や関係機関との連携・調整を図りながら水質の保全・改善に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・北見市街地付近の高水敷等については、貴重なオープンスペースとして利用が適正に行われるよう、努める

(モニタリング)

- ・環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進
- ・利用のマナーについての啓発を行なう。

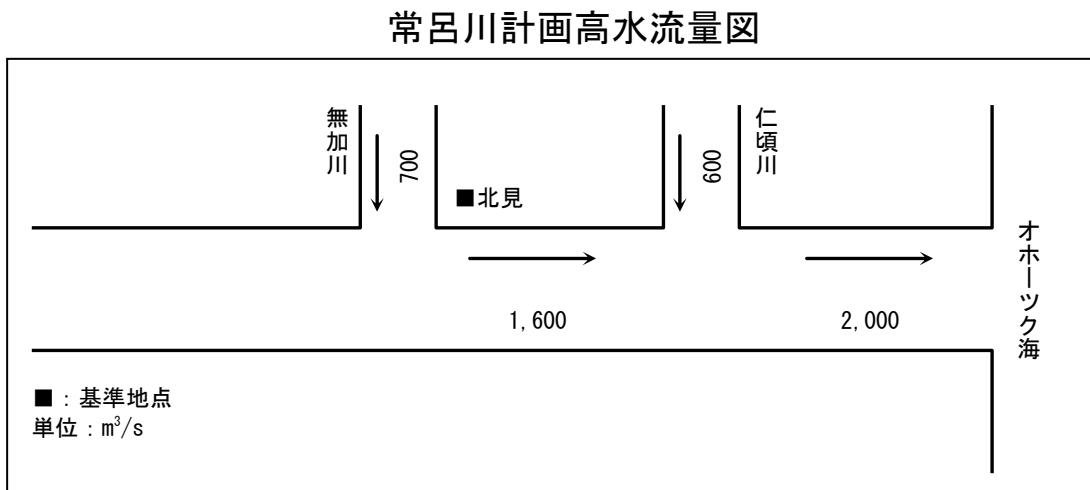
## 2. 整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)
常呂川	北見	1,900	300	1,600

## (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項



## (3) 主要地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

**主要な地点における計画高水位及び川幅一覧**

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅(m)
常呂川	北見	49.40	60.81	330
	河口	1.20	5.25	350

注) T. P. : 東京湾中等潮位

## (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・北見地点：利水の現況、動植物（サケ・サクラマス・カラフトマスなど）の保護等を考慮し、概ね  $8\text{m}^3/\text{s}$